

日本律宗における「賢首大師法蔵」

大 谷 由 香

律宗の相承について、インド・中国・日本を通貫して述べた最古のものは、管見の限り、文永五（一二六八）年に著作された凝然（一二四〇～一二三二）の『八宗綱要』『律宗』の項である。その後同じく凝然によって嘉元四（一二三〇）年に著作された『律宗瓊鑑章』（以下『瓊鑑章』と略）巻第六「第十伝持相承」、同時期の著作と考えられる『律宗綱要』二巻に、より詳細な律宗の相承が説かれるようになり、これらが律宗史の基本とされてゆく。

凝然の律宗史観によると、釈迦が説いた律は、根本分裂の時に五つに分派し、このうちの「曇無徳部」の律である「四分律」が中国で流行して、道宣を開祖とする南山宗、法礪を開祖とする相部宗、懷素を開祖とする東塔宗の三宗が並び立つとされる。日本に戒律を伝えた鑑真和上は、これらの中、南山宗と、相部宗を承けており、これらを折中したものを日本に伝えた。このうち、相部宗は、法礪に始まり、満意が出て隆盛を極めるとされる。満意の弟子には、華嚴宗第三祖の

賢首大師法蔵がおり、さらに彼は鑑真に授戒した証師の一人とされている。

これら律宗師としての法蔵像は、現存する中国成立記事にはみることができない。本稿ではそうした法蔵の姿が何を根拠として描かれたものなのかを明らかにしたい。

一 凝然の「賢首大師法蔵」像

（一）相部宗を相承した「賢首大師法蔵」

凝然は、法蔵を相部宗相承の師として紹介しており、その相承の経緯を『梵網戒本疏日珠鈔』巻第一五（一二七六年記、一二八三年再治）に以下のように説明する（漢文中の訓点、丸括弧内の挿入は大谷によるもの。なお便宜的に文中に番号と傍線を付した。以下も同様）。

然今疏主賢首大師、与^二素律師^一（^二懷素^一）同時行化。^⑤魏国西太原寺者、大周則天大聖皇后之所建立。彼寺総有^二東西兩塔^一、満意律師即居^二西塔^一、懷素律師是住^二東塔^一。^{②③}此之三人並道成律師之

弟子也。①道成は法礪律師上足弟子也。③道成律師正弘毘尼兼弘花嚴。③賢首大師創承花嚴于道成律師（此依法伝所説）、稟受戒律于滿意律師。滿意授之觀音寺大亮律師。大亮乃与賢首大師是同学也。大亮授之曇一律師。曇一授之清涼澄觀大師。（『大正』六二、八四頁中、下）

すなわち①相部宗開祖とされる法礪の弟子に道成がおり、②道成の弟子には、滿意と懷素がいる。③法蔵は、道成・満意の弟子であり、道成から華嚴を承け、満意から戒律を承けた、という。また『四分戒本疏賛宗記』卷一（二三一〇年成立）には、道成・滿意・懷素・法蔵の關係が、以下のようにも説明されている。

②道成律師有二弟子。一曰滿意、二曰懷素。並是悟解鸞鳳。乘龍象者也。④然滿意為法心重、讓德与人。道成便作礪記与於滿意。懷素好重世名、心不忍之、義解慢高、立破費時。成公不与礪疏義記。是故素公不識疏意。魏国大原者、女帝則天皇后本生之处。於彼生处五处建寺、東南西北中皆名太原寺。⑤西太原寺有東西兩塔。西塔是滿意律師所居、東塔是懷素律師所住。余伝記等言東塔律師西塔律師者即此人也。③華嚴香象大師是滿意律師親度門人。常居西寺西塔。西太原寺後改名西崇福寺。（『日藏』四一、一三頁上）

これによれば、④道成は、『法礪記』を、満意にのみ授け、懷素には与えなかった。⑤道成・滿意・懷素・法蔵は、いずれも西太原寺に居しており、中でも満意は西塔に、懷素は東

塔に居していた。法蔵は満意の「親度の門人」であり、自身も常に西塔に住んだ、とされる。

これらの資料の他にも、『梵網戒本疏日珠鈔』卷第三（二七六年記、一二八三年再治、『大正』六二、二二頁上）、同卷第一八（同年記、一二八二年再治、『大正』六二、九八頁中）、『五教章通路記』卷第一（一三〇〇年成立、『大正』七二、二九六頁上）、『律宗瓊鑑章』卷第六（一三〇六年成立、『仏全』一〇五、三四頁上）、『律宗綱要』卷下（一三〇六年頃成立、『大正』七四、一六頁中）などに、「相部宗満意の弟子である法蔵」像が説かれていて、凝然が多くの典籍に、相部宗相承の師としての法蔵の姿を喧伝していたことがわかる。

（二）鑑真受戒時の証師としての「賢首大師法蔵」

さらに凝然は、例えば『五教章通路記』卷第一において、『五教章』著者の法蔵が、鑑真授戒時の証師であったと主張し、日本戒律における法蔵の重要性を指摘している。

聖曆二（六九九）年。歲次己亥。十月八日。大師奉詔。於弘授記寺。講新花嚴。至花蔵世界品。講堂及寺中地皆震動。鑑真和尚。年二十一。受具之時。奉請大師。為尊証師。于時大師齡六十六也。（『大正』七二、二九六頁下）

これと同様の説明は、清算『梵網經上卷古迹記綱義』卷一中に引用された『梵網上卷古迹修法章』（一二八三～一二九六年間に成立か？）逸文（『日藏』三八、一七頁上、下）の他、後に

紹介する二つの資料に見ることができる。

二 凝然の「賢首大師法藏」像の根拠

鑑真受戒の時の証師の一人が法藏であった、と凝然が説く根拠は『梵網戒本疏日珠鈔』卷第三(一二七六年記、一二八三年再治)に、以下のように語られる。

鑑真和尚受具之時、奉請賢首大師^三以^二為七証之一。戒律芳芬彼此通液耳。(中略)鑑真和尚受具足之時、賢首大師居^二七証位^一。故彼^三廣伝上云^二「奉請西京荷恩寺大德法藏律師為尊証師」^一。(『大正』五二、二二頁上)

すなわち凝然は「彼の廣伝」に「奉請西京荷恩寺大德法藏律師為尊証師」と挙げられていることのみを根拠としていることがわかる。「彼(鑑真)の廣伝」とは、現在には散逸して残らない思託『大唐伝戒師僧名記大和上鑑真伝』三卷(以下思託『廣伝』と略)であろう。思託『廣伝』の内容は、『華嚴二種生死義』卷第四(一二八〇年成立)紙背に、より詳細に語られている。

又鑑真大師受具之時、奉請十師等、亦是滿意律師弟子也。所謂荊州玉泉寺弘景律師・西京惣持寺儀律師・西京薦福寺道岸律師・荊州楊溪寺俊律師・西京崇福寺大德律師・西京崇聖寺聞惠律師・西京荷恩寺法藏律師・西京荷恩寺円律師・西京薦福寺恒律師・西京薦福寺志律。彼列^二此十二人大德^一已惣嘆云、「已諸德各研^二精律藏^一、

通^二達大乘^一、皆是首律師・滿意律師弟子也」。然通言^二二人弟子^一、未^レ知^二誰人的^一是、但見^二列次^一中、弘景律師是南山大師弟子、儀律師即滿意律師伝法輩之隨一也。道岸律師宗承^二文綱律師^一、礼律師是学^二首律師疏講説^一之弟子也、綱律師学^二相部疏^一、此則非^二文綱^一、文綱是別人耳、行状既別、俗年亦異(彼九十二、是九十九)、志律師講^二五分律^一、自余諸人雖^レ不^二的指^一、亦可多是意師(鑑真)弟子。(安藤更正『鑑真大和上之研究』平凡社、一九六〇、五三(五四頁))

これによれば、思託『廣伝』には、鑑真受戒の師として、十二人が列ねられているのみで、「西京荷恩寺の法藏」鑑真首大師であるとは断定できない。さらにはその十二人は、「皆これ首律師・滿意律師の弟子なり」と解説されているものの、誰がどちらの弟子なのか、ということについては述べられていないようである。凝然は、手持ちの伝記などを元に、弘景をはじめ六名の師や学問の系統について特定をしたものと考えられるが、他の者については、「自余の諸人は^{あき}的^二らかに指さずと雖も、また多くはこれ意師の弟子なるべし」と、よくわからないままに、満意の弟子であろう、と結論づけている。

確固たる典拠が示されていないところを見ると、相部宗を相伝し、鑑真の授戒証師として活躍した賢首大師法藏像を作り上げたのは、凝然である可能性が高い。

三 中国成立資料が語る「賢首大師法藏」像

(一) 各種法藏伝

実際に中国成立の資料上に、上記のような法藏の姿を認めることは難しい。各種ある法藏伝については、小林実玄「華嚴法藏の事伝について」(『南都仏教』第三十六号、一九七六)、吉津宜英「法藏伝の研究」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』第三七号、一九七九)に詳細に検討されているが、法藏の鑑真への授戒記事が、凝然の著作にしか見られないことは、吉津氏によつてすでに指摘されていることである。またさらには、相部宗相承の師としての法藏の姿も、他の法藏伝には全く描写されることがない。

ただし、法藏伝の中には、法藏と西太原寺の道成との関係について触れた記事を見ることができる。その一つは、胡幽貞刊纂『大方広仏華嚴經感應伝』(七八三年成立)であり、以下のように、法藏と道成の關係性を説く。

垂拱初年、有^二中天竺三藏法師日照、遠將^二梵典^一来此伝訳。高宗詔太原寺安置、召^二集京城大德僧^一。共訳^二大華嚴密嚴等十余部經^一。僧道成・薄塵・円測・意応等証義。複礼・思玄等執筆。惠智等訳語。時華嚴藏公在^レ寺。(『大正』五一、一七五頁中)

これによれば、太原寺に迎えられたインド僧日照の訳場で、証義を務めたのが道成であり、この漢訳事業が進められてい

日本律宗における「賢首大師法藏」(大谷)

る同時期に、法藏も太原寺にいたとされる。同内容の記事は、澄観述『大方広仏華嚴經疏演義鈔』卷第一五(七九六年頃成立、『大正』三六、一一三頁中)にみられる。

法藏が太原寺に入寺する経緯は、崔致遠結『唐大薦福寺故寺主翻經大德法藏和尚伝』(九〇四年成立)に詳しい。

第三科曰。及総章元年、儼(≡智儼)将化去、藏(≡法藏)猶居俗(時年二十六)。儼乃累^二道成・薄塵^一二大德^一曰。「此賢者注^レ意^二於華嚴^一。蓋無師自悟。紹^二隆遺法^一其惟是人」。幸偁余光俾沾制度。至^二咸亨元年^一(藏年二十八)、采国夫人奄帰^二冥路^一。則天后后広樹福田度人。則択^二上達僧^一捨^レ宅乃成^二太原寺^一。於是受^二顧託^一者連狀薦推。帝諾。(『大正』五〇、二八一頁中)

法藏は二十六歳のいまだ在家の身分だった時に、すでに智儼から華嚴を相承していた。智儼は生前、道成・薄塵の二人に、法藏の才能について語ったことがあり、二人の推薦によつて法藏は太原寺に入ることになったという。

このように、法藏伝からは、法藏が西太原寺に入り、道成と交流していたことを知ることが可能である。

(二) 道成関連記事

凝然によつて法藏の華嚴の師とされる道成の伝記は、贊寧等撰『宋高僧伝』卷第一四「唐京兆恒濟寺道成伝」(九八八年成立)にまとまつてみることができる。

釈道成者、不^レ知^二何許人^一也。居^二於天邑^一演^二彼律乘^一。戒月揚^レ光円而不^レ欠。徳瓶告^レ実満而不^レ傾。当^二顯慶中^一敷^二四分一宗^一有

日本律宗における「賢首大師法蔵」(大谷)

一〇二

同霧市。時文綱律師、雖先依澄照大師後習律文、乃登成之堂奧矣。又懷素著述皆出其門。垂拱中日照三藏詠顯識等經。天后詔名德十員助其法化、成与明恂嘉尚同預証義。由是声飛神甸位首方壇。謂之梧桐多棲鳳鳥。謂之芳沚頗秀蘭叢。門生孔多無過此集然不詳終所。(『大正』五〇、七九一頁中下)

この記事を略述したと考えられるものに、曇噩述『新修科分六学僧伝』卷第二(一三六六年述の自序あり、『新纂統蔵』七七、二七四頁下)の記事がある。これらの記事からは、道成の弟子には文綱、懷素がいたことが明らかである。またその讃文からは、道成が華嚴ではなく戒律の師として尊ばれていたことがわかる。

(三) 懷素関連記事

凝然によつて、道成から『法礪記』を相伝されることがなかつたと伝えられた懷素の伝は、円照撰『貞元新定釈教目錄』卷第一二(八〇〇年成立)に見ることができ。

沙門懷素。俗姓范氏。京兆人。世襲冠冕。貞觀十九年出家師奘法師(玄奘)為弟子、而立性聰敏專尋經論。進具之後偏隸毘尼、依道成律師学四分律。不淹時序而為上首。先居弘濟後住太原。学侶雲奔教授無輟。以先德所集多不依文率己私見妄生増減。遂乃檢尋律蔵抄出戒心羯磨。但取成文非妄穿鑿。可謂嗣徽迦葉繼軌波離而已焉。又別撰四分記抄・兼經論疏記等五十余卷行於代。(『大正』五五、八六五頁上)

これによれば、懷素はもと玄奘の弟子であり、後に道成の上

首の弟子となつて西太原寺に住したとされる。道成の伝記類にも語られていたが、中国に伝承される説では、懷素こそが道成の弟子として有名であつたようである。

(四) 滿意関連記事

一方、凝然によつて道成から『法礪記』を授かつたとされる滿意は、凝然が閲覧した可能性のある資料中に、まとまつた伝記は存在しない。しかし、大覺撰『四分律鈔批』卷第二本(七二二年成立)には、滿意が「西塔滿意律師」(『新纂統蔵』四二、六三二頁下)と表現されており、贊寧等撰『宋高僧傳』卷第一四「唐京師崇聖寺文綱傳」(九八八年成立)には、文綱の葬儀に、懷素と共に出席する満意の姿を確認することができる(『大正』五〇、七九二頁中)。「西塔滿意律師」の呼び名については、東塔懷素と思想的に対立したことを指示するものであると考えられるが、あるいはこの記述をもとに凝然が某寺の西塔にいた満意、と理解した可能性は否めない。また少なくとも満意は、文綱を通じて懷素と面識があつたとも言えそうである。

また凝然在世時より後世の成立である曇噩述『新修科分六学僧伝』卷第一七(一三六六年述の自序あり)には、以下のような満意の伝記が掲載されている。

唐滿意。史未詳其姓氏。鄉里武德之季。④鄴都法礪律師、方作疏解曇無德律。意遂摳衣從之。見聞既博。造詣亦深。於是

致「徒講導」者、余三十載。⑤而觀音大亮・越州曇一、出「其門」矣。〔『新纂統藏』七七、二二二頁中〕

後世の成立とはいえ、それまでの伝承に基づいてこうした伝記が作成されたことを鑑みれば、その記述内容が凝然に影響を与えなかったとも言い切れない。しかしこれらの記事を総合しても、「西太原寺に住し、道成を師として、法蔵を弟子に持つ」という凝然の語る「法蔵」像は語られていない。

このように凝然が語る「法蔵」像は、そのように想像しようと思えばできる片鱗はありながらも、中国の記事上に確実な形では確認できない。

まとめ

相部宗を相承し、鑑真の授戒証師として活躍する賢首大師法蔵の姿は、直接的には思託『広伝』の内容を、間接的には中国成立の各伝記などの資料から想像を膨らませて創作されたものであることを確認した。また、その制作者は凝然と見てよいであろう。凝然の理解によれば、相部宗は華嚴学とともに相承された、とみることが可能であることにも注意したい。

こうした凝然の相承理解は、後に西大寺系・戒壇院系の律宗相承理解に影響を与えている。例えば叡尊が関東へ下向した時の日記である『関東往還記』に裏書きされた系図には、

日本律宗における「賢首大師法蔵」(大谷)

滿意から法蔵へ至る相部宗相承の理解が記される(奈良国立文化財研究所監修『西大寺叡尊伝記集成』のうち、第四表・十一表・十五表)し、江戸期に入ってから東大寺の僧によつて編纂される『伝律図源解集』、『律苑僧宝伝』もまた、凝然の理解を反映させた記述になっている。

〔付記〕本稿は平成二十三年三月十二日に開催された第九回戒律文化研究会で報告した内容の一部をもとに作成した。当該報告内容は、『戒律文化研究』第九号に掲載予定である。

(本稿は平成二十六年度科研費研究課題番号・12J40116(特別研究員奨励費)「中世後期における戒律研究の展開」による研究成果の一部である。)

〈キーワード〉凝然、法蔵、相部宗、律宗、鑑真、華嚴宗
(日本学術振興会特別研究員)